

岡山県真庭保健所長表彰基準

事業功労種別	対象者	表彰基準	県における表彰	国等における表彰
1 公衆衛生事業功労	個人  団体 (市村、地区組織又は関係団体等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>現に公衆衛生事業に従事しており、公衆衛生事業に8年以上に従事し、その功績が顕著であるもので、個人にあつては年齢45才以上の者。ただし、地方公共団体に在職する個人の表彰は、保健所、研究機関又は市町村に在職する者に限る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>知事表彰</li> <li>保健医療部長表彰</li> </ul>	①公衆衛生事業功労 (地域保健全国大会) <ul style="list-style-type: none"> <li>厚生労働大臣表彰</li> <li>日本公衆衛生協会会長表彰</li> </ul> ②地区衛生組織活動功労 (地域保健全国大会) <ul style="list-style-type: none"> <li>全国地区衛生組織連合会長表彰</li> </ul>
2 へき地医療事業功労	個人 (医師又は歯科医師)	<ul style="list-style-type: none"> <li>へき地の診療所等に勤務する個人又は開業医として8年以上その業務に従事し、へき地医療及び保健衛生の向上に功績のあった個人で年齢45才以上の者。</li> <li>へき地の住民に対し、8年以上へき地医療事業に従事し、へき地医療及び保健衛生の向上に功績のあった個人で年齢45才以上の者。</li> </ul>	救急の日 <ul style="list-style-type: none"> <li>知事表彰</li> </ul>	
	個人 (保健師、助産師、看護師又は准看護師)	<ul style="list-style-type: none"> <li>へき地の診療所等において、15年以上へき地医療事業に従事し、へき地医療の向上に功績があり他の模範となる個人で、年齢45才以上の者。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>知事表彰</li> <li>保健医療部長表彰</li> </ul>	
3 地域医療事業功労	個人 (医師又は歯科医師)	<ul style="list-style-type: none"> <li>病院、診療所等に勤務する個人又は開業医として、15年以上地域医療事業に従事し、業務及び保健衛生向上に顕著な功績があり他の模範となる個人で、年齢45才以上の者。</li> </ul>	救急の日 <ul style="list-style-type: none"> <li>知事表彰</li> </ul>	公衆衛生事業功労 (地域保健全国大会) <ul style="list-style-type: none"> <li>厚生労働大臣表彰</li> </ul> 歯科保健事業功労 <ul style="list-style-type: none"> <li>厚生労働大臣表彰</li> </ul>
	個人 (医療関係従事者。ただし医師及び歯科医師を除く。)	<ul style="list-style-type: none"> <li>病院、診療所、薬局又は看護師養成所等において、15年以上地域医療事業に従事し、業務及び保健衛生向上に顕著な功績があり、他の模範となる個人で年齢45才以上の者。</li> </ul>	病院の日 看護の日 <ul style="list-style-type: none"> <li>知事表彰</li> <li>保健医療部長表彰</li> </ul>	
	個人 (あんま・マッサージ指圧師、鍼灸師又は柔道整復師)	<ul style="list-style-type: none"> <li>あんま・マッサージ指圧師、鍼灸師又は柔道整復師として15年以上従事し、業務及び保健衛生向上に顕著な功績がある個人で、年齢45才以上の者。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>知事表彰</li> <li>保健医療部長表彰</li> </ul>	
4 救急医療事業功労	個人 (医師又は歯科医師)	<ul style="list-style-type: none"> <li>救急医療体制の整備に貢献する等、救急医療に関する功績が顕著な個人で年齢45才以上の者。</li> </ul>	救急の日 <ul style="list-style-type: none"> <li>知事表彰</li> </ul>	救急医療事業功労 <ul style="list-style-type: none"> <li>厚生労働大臣表彰</li> </ul>
	団体	<ul style="list-style-type: none"> <li>救急医療への貢献又は普及啓発等による救急医療に関する功績が顕著な団体。</li> </ul>		

事業功労種別	対象者	表彰基準	県における表彰	国等における表彰
4 救急医療事業功労	個人 (医療関係従事者。ただし、医師及び歯科医師を除く。)	<ul style="list-style-type: none"> <li>救命救急センター等において、救急業務に4年以上従事し、救急業務に関する功績が顕著な個人で、40才以上の者。</li> </ul>	病院の日 看護の日 <ul style="list-style-type: none"> <li>知事表彰</li> <li>保健医療部長表彰</li> </ul>	
5 母子愛育事業功労	個人 (愛育委員) 団体 (愛育委員会)	<ul style="list-style-type: none"> <li>次の各号に該当する個人又は団体</li> <li>1 愛育委員活動、家族計画事業、母子愛育事業、及び組織の普及向上、その他公衆衛生事業の推進に貢献し、その功績が顕著な個人又は団体。</li> <li>2 業務に従事した期間が8年以上で、個人にあつては、年齢45才以上の者。</li> </ul>	岡山県愛育委員連合会 総会 <ul style="list-style-type: none"> <li>知事表彰</li> <li>保健医療部長表彰</li> </ul>	①母子保健家族計画事業功労(母子保健家族計画全国大会) <ul style="list-style-type: none"> <li>厚生労働大臣表彰</li> <li>日本家族計画協会会長表彰</li> <li>母子健康推進会議会長表彰</li> </ul> ②愛育事業功労(母子保健家族計画全国大会) <ul style="list-style-type: none"> <li>母子愛育会長表彰(愛育班員全国大会)</li> <li>母子愛育会長表彰</li> </ul> ③保健事業推進功労 <ul style="list-style-type: none"> <li>厚生労働大臣表彰</li> </ul>
	個人 (助産師等)		岡山県保健衛生功労者 表彰式 <ul style="list-style-type: none"> <li>知事表彰</li> <li>保健医療部長表彰</li> </ul>	
6 栄養改善事業功労	個人 (栄養委員等) 団体 (栄養改善協議会等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>栄養改善及び食生活改善事業の普及向上等に8年以上従事し、顕著な功績があったと認められる個人で年齢45才以上の者。</li> <li>地区住民の健康を保持増進するため食生活改善を積極的に推進して顕著な成果をあげており他の模範とすべき団体で、功績にかかる従事年数が8年以上であるもの。</li> </ul>	岡山県栄養改善協議会 総会 <ul style="list-style-type: none"> <li>知事表彰</li> <li>保健医療部長表彰</li> </ul>	栄養改善事業功労 (食生活改善に限る。) (全国食生活改善大会) <ul style="list-style-type: none"> <li>厚生労働大臣表彰</li> </ul>
	個人(栄養士)		<ul style="list-style-type: none"> <li>次の各号のいずれかに該当する者。</li> <li>1 栄養改善事業の普及向上、栄養士、管理栄養士制度の発展向上、栄養行政に対する協力等に特に顕著な功績があったと認められるもので、次の各号に該当する者。                (1) 栄養改善団体の役職従事年数が8年以上であること。                (2) 年齢が45才以上であること。</li> <li>2 栄養に関する有益な研究、考察を行い、事業の発展に特に顕著な功績があったと認められる者。</li> </ul>	岡山県栄養士会総会 <ul style="list-style-type: none"> <li>知事表彰</li> <li>保健医療部長表彰</li> </ul>
7 栄養指導業務功労	個人(栄養士)	<ul style="list-style-type: none"> <li>現在栄養士の免許を有し、常に第一線で実際の栄養指導業務を担当し、栄養士としての活動に特に顕著な功績を有すると認められる個人で、次の各号に該当する者。</li> </ul>		

事業功勞種別	対象者	表彰基準	県における表彰	国等における表彰
7 栄養指導業務功勞		<ul style="list-style-type: none"> <li>1 功績に係る従事年数が15年以上の者。</li> <li>2 年齢が45才以上の者。</li> </ul>	岡山県栄養士会総会 ・知事表彰 ・保健医療部長表彰	栄養指導業務功勞 (全国栄養活改善大会) ・厚生労働大臣表彰
8 栄養士養成功勞	個人 (栄養士養成従事者)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現に栄養士、管理栄養士養成施設の設立者（法人にあつてはその代表者）、施設長又は教職員であつて、栄養士、管理栄養士養成のための特に顕著な功績があつたと認められる個人で、次の各号に該当する者。               <ul style="list-style-type: none"> <li>1 功績に係る従事年数が8年以上（教職員にあつては12年以上）の者。</li> <li>2 年齢が45才以上の者。</li> </ul> </li> </ul>	岡山県栄養士会総会 ・知事表彰 ・保健医療部長表彰	栄養士要請功勞 (全国栄養活改善大会) ・厚生労働大臣表彰
9 優良特定給食施設	施設 (特定給食施設)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 給食の管理運営が特に優秀であり、他の模範とすべき特定給食施設（県及び国立の特定給食施設を除く。）であつて、次の各号に該当するもの。               <ul style="list-style-type: none"> <li>1 特定給食施設としての実績を8年以上有する施設で、栄養改善の効果が顕著であるもの。</li> <li>2 合理的な給食管理組織が確立されており、円滑な運営がなされているもの。</li> <li>3 給食業務の合理化及び喫食者の栄養指導がよく行われていること。</li> <li>4 喫食者中心の給食への配慮及び給食改善のための調査研究がよく行われ、その結果が栄養改善に結びついていること。</li> <li>5 施設及び設備が整備されており、食品衛生監視成績がよく、かつ過去に行政処分を受けたことがないもの。</li> </ul> </li> </ul>	岡山県特定給食従事者講習会 ・知事表彰 ・保健医療部長表彰	優良集団給食施設 (全国栄養活改善大会) ・厚生労働大臣表彰
10 精神保健福祉事業功勞	個人 団体	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 精神保健福祉事業に8年以上従事し、精神保健福祉の向上に著しく寄与した個人又は団体。ただし、個人にあつては、年齢45才以上の者。</li> </ul>	岡山県精神保健福祉大会 ・知事表彰 ・保健医療部長表彰	精神保健福祉事業功勞 (精神保健福祉全国大会) ・厚生労働大臣表彰 ・日本精神保健福祉連盟 会長表彰
11 がん征圧事業功勞	個人	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 次の各号のいずれかに該当する者。               <ul style="list-style-type: none"> <li>1 がん征圧の普及啓発、がん予防事業、その他公衆衛生事業に従事し、その功績が顕著な者。</li> <li>2 がんの早期発見、早期治療を目的とした検診及び医療技術の向上につとめ、住民の健康増進と福祉の向上に顕著な功績が認められた者。</li> <li>3 1又は2の業務に原則として8年以上従事し、年齢が45才以上の者。</li> </ul> </li> </ul>	がん征圧岡山県大会 ・知事感謝状 ・保健医療部長感謝状	がん征圧事業功勞 ・日本対ガン協会賞
	団体	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 次の各号のいずれかに該当する団体。               <ul style="list-style-type: none"> <li>1 がん予防事業の普及啓発、その他公衆衛生事業の推進を4年以上実施し著しい功績があつた団体。</li> <li>2 がんの早期発見、早期治療を目的として検診及び医療技術の向上につとめ、</li> </ul> </li> </ul>	がん征圧岡山県大会 ・知事感謝状 ・保健医療部長感謝状	がん征圧事業功勞 ・日本対ガン協会賞

事業功勞種別	対象者	表彰基準	県における表彰	国等における表彰
1 1 がん征圧事業功勞		住民の健康増進と福祉の向上に顕著な功績があった団体。		
1 2 食品衛生功勞	個人	<ul style="list-style-type: none"> <li>食品衛生の普及向上、食品衛生に関する発明若しくは発見、食品衛生行政に対する協力又は業界の指導育成等に特に顕著な功績のあった個人で、次の各号に該当する者。 <ol style="list-style-type: none"> <li>食品関係の営業歴が8年以上であること又は食品関係団体における業界の指導育成等の功績に係る事業従事年数が10年以上であること。</li> <li>年齢が45才以上であること。</li> </ol> </li> </ul>	岡山県食品衛生大会 ・知事表彰 ・保健医療部長表彰	食品衛生功勞 (食品衛生表彰の会) ・厚生労働大臣表彰 ・日本食品衛生協会会長表彰
1 3 食品衛生優良施設	個人(施設)	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設が特に優秀であり他の模範とすべきもので、次の各号に該当するもの。 <ol style="list-style-type: none"> <li>営業年数が8年以上であること。</li> <li>対象となる施設が改築後営業を開始してから満2年以上経過しているもの。</li> </ol> </li> </ul>	岡山県食品衛生大会 ・知事表彰 ・保健医療部長表彰	食品衛生功勞 (食品衛生表彰の会) ・厚生労働大臣表彰 ・日本食品衛生協会会長表彰
1 4 調理師関係功勞	個人	<ul style="list-style-type: none"> <li>調理師組織功勞 調理師の資質向上、組織活動を通じ、調理師制度の発展向上のため特に顕著な功績があった個人で、次の各号に該当する者。 <ol style="list-style-type: none"> <li>功績にかかる従事年数が8年以上であること。</li> <li>年齢が45才以上であること。</li> </ol> </li> <li>調理師養成功勞 現に調理師養成施設の設立者、施設の長又は教職員であって調理師養成のため特に顕著な功績のあった個人で、次の各号に該当する者。 <ol style="list-style-type: none"> <li>功績にかかる従事年数が8年以上(教職員については12年以上)であること。</li> <li>年齢が45才以上であること。</li> </ol> </li> <li>調理業務功勞 現に調理師免許を有し、常に第一線で実際の調理業務に従事し、かつ指導的立場から調理技術の発展及び調理師の資質向上に特に顕著な功績のあった個人で、次の各号に該当する者。 <ol style="list-style-type: none"> <li>功績にかかる従事年数が15年以上であること。</li> <li>年齢が45才以上であること。</li> </ol> </li> </ul>	岡山県保健衛生功勞者 表彰式 ・知事表彰 ・保健医療部長表彰	調理師制度功勞者 ・厚生労働大臣表彰  調理師養成功勞者 ・厚生労働大臣表彰  調理業務功勞者 ・厚生労働大臣表彰
1 5 薬事功勞	個人 団体	<ul style="list-style-type: none"> <li>次の各号のいずれかに該当する個人又は団体。ただし、個人にあつては、薬務業務に8年以上従事し、かつ年齢が45才以上の者とする。 <ol style="list-style-type: none"> <li>優秀な医薬品等の発明、発見又は国産化に功勞のあったもの。</li> <li>薬事衛生の普及又は向上に特に貢献したもの。</li> </ol> </li> </ul>	岡山県薬事衛生大会 ・知事表彰 ・保健医療部長表彰	薬事功勞 ・厚生労働大臣表彰

事業功勞種別	対象者	表彰基準	県における表彰	国等における表彰
1 5 薬事功勞		3 薬事行政に協力し、特に功績のあったもの。 4 薬事関係業界の指導育成に特に功勞のあったもの。		
1 6 献血運動推進協力	個人 団体	<ul style="list-style-type: none"> <li>次の各号のいずれかに該当する個人又は団体。</li> <li>1 組織的に献血に協力し、その実績（原則として年2回以上献血に協力している等）が、特に優秀で他の模範とするにたる団体。ただし、構成員がおおむね50名以上の団体に限る。</li> <li>2 献血の受入施設等の整備に積極的に協力し、献血推進に寄与するところが大きく、他の模範となるもの。</li> <li>3 献血思想普及のための広報活動等を積極的に行い、献血運動の推進に寄与するところが大きく、他の模範となるもの。</li> <li>4 献血事業に4年以上従事し、年齢が45才以上の者。</li> </ul>	献血感謝の集い ・知事感謝状	献血運動推進全国大会 ・厚生労働大臣表彰及び感謝状 ・日赤有功賞
1 7 麻薬・覚醒剤事業功勞	個人 団体	<ul style="list-style-type: none"> <li>次の各号のいずれかに該当する個人又は団体。</li> <li>1 麻薬・覚醒剤乱用防止及び麻薬行政の推進に関する業務に8年以上従事し、顕著な功績があったもので、個人の場合は年齢が45才以上の者。</li> <li>2 その他麻薬・覚醒剤乱用防止及び麻薬行政に関し特に顕著な功績があったもの。</li> </ul>	岡山県保健衛生功勞者表彰式 ・知事感謝状 ・保健医療部長感謝状	麻薬・覚せい剤撲滅功勞者 ・厚生労働大臣表彰及び感謝状
1 8 生活衛生功勞	個人	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（昭和32年法律第164号）第2条第1項に規定する営業（食品衛生功勞を除く。）に関し、組織活動の推進、衛生措置の改善向上等に特に顕著な功績があった個人で、次の各号に該当する者。</li> <li>1 功績にかかる事業従事年数が8年以上であること。</li> <li>2 年齢が45才以上であること。</li> </ul>	岡山県保健衛生功勞者表彰式 ・知事表彰 ・保健医療部長表彰	生活衛生関係功勞者 （全国生活衛生同業組合中央会表彰式） ・厚生労働大臣表彰
1 9 理容師美容師養成功勞	個人	<ul style="list-style-type: none"> <li>現に理容師、美容師養成施設の経営者又は教職員であって、理容教育又は美容教育の向上に特に顕著な功績のあった個人で、次の各号に該当する者。</li> <li>1 功績にかかる従事年数が8年以上であること。</li> <li>2 年齢が45才以上であること。</li> </ul>	岡山県保健衛生功勞者表彰式 ・知事表彰 ・保健医療部長表彰	理容師美容師養成功勞者 （全国生活衛生同業組合中央会表彰式） ・厚生労働大臣表彰
2 0 建築物環境衛生功勞	個人	<ul style="list-style-type: none"> <li>建築物環境衛生技術の向上、業界の指導育成等に特に顕著な功績のあった個人で、次の各号に該当する者。</li> <li>1 功績にかかる従事年数が8年以上であること。</li> <li>2 年齢が45才以上であること。</li> </ul>	岡山県保健衛生功勞者表彰式 ・知事表彰 ・保健医療部長表彰	建築物環境衛生功勞者 （建築物環境衛生管理全国大会） ・厚生労働大臣表彰
2 1 水道事業功勞	個人 団体	<ul style="list-style-type: none"> <li>水道の普及発展、水道に関する有益な調査、研究、技術の改善若しくは発明、発見又は水道行政に対する協力等に特に顕著な功績があった個人又は団体。</li> <li>水道事業、水道用水供給事業又は水道行政事務に従事し、顕著な功績があった</li> </ul>	岡山県簡易水道協会総会 日本水道協会岡山県支部総会	水道関係功勞者 （日本水道協会全国総会・簡易水道全国大会）

事業功勞種別	対象者	表彰基準	県における表彰	国等における表彰
2 1 水道事業功勞		個人で、次の各号に該当する者。 1 水道関係事業従事年数が8年以上であること。 2 年齢が45才以上であること。		<ul style="list-style-type: none"> <li>・厚生労働大臣表彰</li> <li>・日本水道協会会長表彰</li> <li>・全国簡易水道協議会長表彰</li> </ul>
2 2 その他の保健衛生功勞	個人 団体	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保健衛生の増進に多大な貢献があり、前項の各種表彰に準じて表彰することが必要と認められる個人又は団体。</li> </ul>	随時 <ul style="list-style-type: none"> <li>・知事表彰</li> <li>・保健医療部長表彰</li> <li>・知事感謝状</li> <li>・保健医療部長感謝状</li> </ul>	